

〔書評〕

美根慶樹著 葛著社

『習近平政権の言論統制』

(共同通信論説部委員長) 森 保裕

中国の習近平・共産党総書記(国家主席)は第1期の任期5年の折り返し地点を通過し、その強権的な政治手法をこれまで以上に際立たせていた。「中国の夢」という華やかな目標を国民に提示しながら、今年7月には共産党独裁政権の堅持を図る「中国国家安全法」を制定し、人権派弁護士の一齊拘束に乗り出した。一方で、「虎もハエもたたく」として巨悪を含む腐敗官僚の摘発を進め、天津市の地裁は6月、胡錦濤前指導部の周永康・元党政治局常務委員(序列9位)に無期懲役の判決を言い渡した。習主席の強権政治は国内的には、強力な「汚職摘発」及び、メディアやインターネットへの言論統制や民主派弾圧、思想教育の強化など「政治的引き締め」によって特徴付けられている。

著者、美根慶樹氏の「はしがき」によれば、本書はキヤノングローバル戦略研究所の研究会メンバーがそれぞれの得意分野から、習近平政権が言論統制を強化した理由、民主化を求める潮流との関連、言論空間に起きた変化などを「政府のトップレベルから国民個人のレベル」まで踏み込んで考究した結果である。各筆者の専門性を生かした深い分析、中国や香港、台湾での入念な調査・取材に感心した。習指導部が発足して1年数カ月後のまとめだが、習氏の強権政治の現在までの流れを見れば、本書の先見性が明らかだ。今後の習政権の行方を探るためにも大いに役に立つだろう。

【本書の構成】

第1章 習近平政権の基本方針——鄧小平の示唆

著者 美根慶樹

第2章 「民主」をめぐる潮流と言論統制 及川

- 淳子 『ハマセイの中国』(中公新書) 第3章 ガチガチの新旧メディアの管理体制 西 茜
- 第4章 極端な記者管理の実態 福島香織
- 第5章 弾圧を進める中国当局と抵抗するネット社会 古畠康雄
- 第6章 尖閣・反日——暴動とネットを誘導した中共 党 安江伸夫
- 第7章 メディア公共圈への中台当局の対応比較 本田親史
- 第8章 台湾・香港に及ぶ言論の「萎縮」 山田 賢一
- 第9章 経済的合理性は言論・情報を自由化する 柯隆

【中共中央9号文件】

第1章で、美根氏は習氏が党総書記・国家主席・中央軍事委主席であると同時に、新たに設置された「全面深化改革領導小組」「國家安全委員会」「中央インターネット安全情報化指導小組」「深化国防・軍隊改革指導小組」のトップにも就任して「権力を一身に集めることに成功した」とし、鄧小平にならって経済建設を重視する一方、反腐敗闘争では「毛沢東にあやかった大衆路線」を取ると分析した。美根氏はさらに習政権がメディア、インターネットを強く規制し始めたことを取り上げ「大衆路線や反腐敗運動と並んで同政権の大きな特徴」と指摘した。

第2章で、及川氏は2013年5月、北京と上海の大学に対して「七不講」(授業で教えてはならない7項目)が通達されたことを取り上げた。この7項目は13年5月11日付の香港紙「明報」によれば、①普遍的価値②報道の自由③市民社会④公民の権利⑤党の歴史的誤り⑥権力と資本を持つ階級⑦司法の独立。

「中共中央9号文件」の全文を報道した香港紙「明鏡」(13年8月19日、第43号)によれば、当局

が規定する誤った思潮は①西洋の憲政民主②普遍的価値③市民社会④新自由主義⑤西側の報道観⑥歴史虚無主義⑦改革・開放への疑惑。

及川氏は11年3月に当時の呉邦国・全国人民代表大会常務委員長（国会議長）が「五不搞（五つのやらないこと）」として全人代報告で①多党制②指導思想の多元化③三権分立と二院制④連邦制⑤私有化——を宣言したことを取り上げ、「五不搞」は制度面での民主の否定であり、「七不講」は民主の理念の否定だとし、「政権発足から約半年を経て打ち出された方針が習近平の強固な姿勢を示し、言論に対する引き締め強化の根拠となつた」と指摘した。

9号文件をめぐっては、13年8月19日付米紙「ニューヨーク・タイムズ」が概要をスクープし、香港の月刊誌「明鏡」が全文を報道した。改革派の女性ジャーナリスト高瑠氏（71）が国家機密である9号文件を国外に漏らしたとして、今年4月に懲役7年の実刑判決を受けたが、高氏は無実を主張し上訴した。

一方、第3章の西氏の記述によれば、9号文件の概要是湖南省岳陽市共産党委員会のインターネット・サイトに掲載された。アクセスしてみたところ、15年8月1日現在、閲覧が可能だった。短文だが、「七不講」の7項目（「明鏡」と同じ）やメディアやネット管理の厳格化を求めた党中央の指示が読み取れた。中国当局はネット上の政府批判や人権派の発言を厳しく取り締まっているが、党内の宣伝・教育活動のプロセスで、「国家機密」の概要が自然に外部に公開されてしまうネット社会の皮肉も味わっているようだ。

「七不講」（9号文件）については、美根氏、及川氏、西氏が取り上げており、重複感もなくはないが、及川氏は香港紙誌、米紙の報道ぶりを点検し、西氏はネット上の情報の出所などを細密に調べて、文件の中身を子細に検証しており、とても参考になった。

【記者証国家統一試験】

中国国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局は13年10月、全国の新聞やテレビ、通信社、雑誌などの記者25万人に対し、年末までの研修を義務付け、翌14年1~2月に統一の免許更新試験を実施した。研修は①中国の特色ある社会主义②マルクス主義報道観③報道倫理④報道規律⑤取材・編集規範⑥虚偽・ねつ造ニュースの防止——の6科目だった。

第4章では、福島氏がこの中国初の「記者証統一国家試験」（国考）の研修や試験の内容、実際に受験した記者の感想などを具体的に報告している。広州メディアの記者によると、「研修は新聞社ごとに地元広州の郊外にあるホテルに缶詰めにされて、日中は講義漬け」。夜は自由行動が認められたが、仕事を休まねばならず、「面倒くさいの一言につきるものだった」。年末と年初の2回、計18時間の研修で、有名大学の教授らが講師となって、毛沢東思想や国際情勢などのテーマで講義が行われたが、「正直、つまらない」。記者たちは「ほとんど講義を聞いておらず、居眠りしていたり、隣席の人たちとおしゃべりをしていたり、やりたいことをやっていた」という。

記者の率直な感想はとても興味深い。中国の記者たちの健前ではなく、本音が分かるからだ。

福島氏によると、中国人記者たちは記者証のことを「緊縛児」と呼ぶ。西遊記の主人公、孫悟空の頭の金の輪のことだ。三藏法師が緊縛呪という呪文を唱えると、孫悟空の頭を締め付け、強い痛みを与える。記者証は権威と権力を与えるが、共産党に従うことが条件であり、逆らうと痛い目にあう。

第9章で、柯氏は国民を縛るマルクス・レーニン主義のイデオロギーを「緊縛児」に例え、イデオロギーが空洞化した今、緊縛児は機能しなくなったと説き、記者証更新試験については「まったくの時代遅れ」と記した。また、柯氏は言論と

情報統制の副産物として「中国では人間不信が極度なレベルに達している」とする。共産党機関紙「人民日報」の社説は国民に拒否され、中国社会にはオピニオンリーディングがなく、中国人は大きなことが起きるたびに何を信じていいか、という大きな悩みに直面するというのだ。

評者は訪日した中国青年記者との交流の席に時折呼ばれるが、彼らの発言から「ジャーナリストの誇り」はあまり感じられない。「先輩はみんな中途退職し、企業の広報部門などへ行ってしまう」「わたしも数年勤めたら転職しようと考えている」「『人民日報』など誰も読まない。紙質が良いから弁当を包むには重宝されているだけ」などが記憶に残った若い記者たちの発言だ。

【ネット取り締まり】

第5章で、古畑氏は13年8~9月に行われた集中的な「ネット取り締まりの暴風」について詳しく報告した。習主席は8月の党全国思想宣伝工作会议で演説（「8・19講話」）を行い、イデオロギー工作の重要性を強調した。これを受け「デマ撲滅」「ネット浄化」を口実として党・政府のあらゆる機関を挙げての統制が行われた。

「政府は言論を統制しなければいけないという一貫した思考を持っているが、伝統メディアに比べニューメディアはコントロールを失っていると感じている。特に政府を批判する声が称赞する声を上回り、政府の役人は不快に思っている。このため、最近政府が打ち出した大V（評者注：著名ブロガー薛必群氏）やいわゆるデマへの取り締まりは、基本的にはニューメディアでの発言権を奪還したいという目的だ」。古畑氏は北京大学のネット研究者、胡泳氏の分析を引用した。

古畑氏は「ネットを悪魔化しその発言空間を封じることは、社会の減圧弁を無理やり塞ぐようなもので、暴乱、さらには革命など政権にとってより危険なやり方で社会の不満が爆発する恐れがある」と「ネットに一定の発言空間を認めることこそが、社会矛盾の拡大を防ぐ合理的なやり方」と結論した。

「ネットに一定の発言空間を認めることこそが、社会矛盾の拡大を防ぐ合理的なやり方」と結論付けながら、言論空間をめぐる「網民」（ネットユーザー）と権力との攻防は今後も続くと予想した。

【反日暴動】

第6章で、安江氏は12年9月の尖閣諸島国有化後に起きた反日暴動について、発生から1年後に湖南省長沙と山東省青島を取材し、ネットと党がどのような役割を果たしたかを検証した。暴徒の略奪にあった日本企業の関係者やデモに参加した中国人から証言を集めた安江氏の仮説は次の6点だった。

①当局は暴動になる前に現状を甘く見て、警備が手薄になった。

②都市の底辺で生活する「流動人口」への管理がすさんだ。

③当局は暴徒との直接対決は避け、事実上、暴動を容認した。

④当局はデモ、暴動に関するネット情報を統制しきれなかった。

⑤暴徒はスマホを通じ「同郷出身者」などのネットワークで組織化された。

⑥党大会前の権力闘争の中で、反日暴動を利用しようとした黒幕がいた。

安江氏は「小出しの民主化」として、中国が富裕層、中間層の世論を優先し、出稼ぎ者ら底辺の人々の声をぐみ上げていないと指摘し、「格差から来る不平等、教育、福祉の改善要求など、積極的に先回りして本音を吸い上げる社会にしなければ、解決にはならない。ネットのコントロールもむしろ、彼らの闘争の議論が吸い上げられる方向にもっていかなければならぬはずだ」と結論付けた。

古畑氏、安江氏は共に、当局はネット上の言論空間を認め、社会の不満を吸い上げるべきだと主張する。確かにネットを通じて草の根の声が政策に反映されることが望ましい。実際に官製や非政府組織(NGO)などのサイトに庶民の不満や希望が寄せられ、政策に反映されたケースはどれほどあるのか、知りたいところだ。汚職摘発や環境保護などでは、成果もあると聞くが、どうなのだろうか。

【台湾・香港メディア】

第8章で、山田氏は中国と台湾・香港の経済関係が密接化する中、台湾・香港メディアのオーナーが対中ビジネスへの悪影響を恐れて、中国に批判的な報道を控える傾向があると指摘した。台湾では中国ビジネスで多大な利益を上げる食品企業、旺旺グループが08年11月、老舗の国民党寄りメディア『中国時報』グループを買収。旺旺グループは10年10月、台湾のケーブルテレビ大手の「中華網路」の買収でも合意し、メディア事業をいっそう拡大した。旺旺は12年11月、中立系大衆紙『りんご日報』にも買収を仕掛けたが、「メディア独占」への反対運動が起きて、買収を取りやめた。

山田氏は、香港でも中国政府香港駐在事務所の働き掛けやメディア事業への中国資本の流入などによって、メディアが対中批判を抑制するケースが目立つと指摘し、12年7月に香港記者協会が発表した年次報告の内容を紹介した。報告には報道の自由への危機感が強く打ち出され、この中で紹介されたメディアに対するアンケートによると、「曾蔭行政長官(05~12年)の政権下で報道の自由はどうだったか」という問い合わせに対する回答は「明白に後退した」が57%、「若干後退した」は30%で、「後退した」が計87%に達した。「後退」の理由については、「香港政府が情報提供を抑制」が93%、「業界の自己規制」71%、「中国政府の干渉」68%の順に多かった。

山田氏は「習政権のメディア統制強化の対象は台湾・香港にまで及んでいる」として「本来中国本土における言論自由化や民主化のための基地」の言論・報道の自由の後退を重大視し、様々な圧力への防波堤は「中国政府に寄り添うメディアは信じない」との考えが多い台湾と香港の世論がすべて、と結論付けた。

山田氏の研究は、メディアなど現地の関係者への聞き取りや各種調査を基に緻密な分析をしており、興味深いが、①習政権のメディア統制の特徴②統制による世論誘導の成果③「中華民国」台湾と「中国特別行政区」香港の違い④「国境なき記者団」による『世界報道自由度ランキング』の審査方法と信頼性——の4点については、今後より詳しい報告を期待したい。

習氏への権力集中は著しいが、台湾・香港へのメディア統制も前政権よりもさらに厳しくなったのか、その手法は変わったのかどうか。台湾では中国の統一工作、台湾経済の空洞化への懸念が根強く、14年3~4月には、一層の市場開放に道を開く中台サービス貿易協定に反対する「ヒマワリ学生運動」が大きく展開され、年末の統一地方選で与党国民党が歴史的な惨敗を喫し、野党民主進歩党(民進党)が大きく勢力を伸ばした。

中国は14年8月、香港の行政長官の選挙制度改革について、親中国派が多数の指名委員会で候補者を選ぶため民主派が立候補できない案を決定したが、「真的普通選挙」を求める民主派や学生たちが2カ月以上の大規模デモを展開した。今年6月、香港の立法会(議会)は民主派議員の反対により、中国案を否決した。こうした反中国的な民主化要求運動の高まりを見ると、中国のメディア統制の効果に疑問を抱かざるを得ない。

また、台湾は独立した政治・経済実体として独自の軍を持つが、香港は特別行政区とはいえた中国の一部であり、中国軍が駐留する。台湾には、国民党の一党支配体制から、草の根の民主化要求や

多数の政治犯の犠牲を経て、現在の民主主義体制への転換を果たした民主化の歴史がある。台湾の歴代指導者の蔣經國総統(故人)、李登輝総統は民主化を容認する決断をした。第7章で、本田氏は台湾のメディア変革の潮流について、市民社会の側から提起され、国民党当局がこの潮流に「乗った」と記している。

台湾の民主化の歴史は、英植民地として「報道の自由」を謳歌しながら1997年の返還で中国の一行政区となった香港とは大きく異なる。中国のメディア統制の影響を分析するには、台湾と香港の違いを十分に考慮する必要があろう。

【強権政治の動き】

ここで年表「習近平強権政治の動き」(評者作成)を見てみたい。

2012年11月、習近平氏、共産党総書記に就任
2013年1月、『南方週末』改ざん事件
3月、習氏、国家主席に就任
4月、政治局が「大衆路線教育実践活動」を決定
5月、「七不講」を通達
7月、新公民運動への弾圧開始
8月、全国宣伝思想工作会议を開催(習氏「8・19講話」)
公安部がネット集中取り締まり
9月、薄熙来・元党政治局員に無期懲役の判決
11月、3中総会で「国家安全委員会」の創設を決定
12月、党中央「社会主義核心価値観の育成と実践に関する意見」を配布
2014年1月、党政治局が「中央国家安全委員会」を設置
1~2月、記者25万人に統一国家試験を実施
2月、中央ネットワーク安全情報化指導グ

ループが初会合
4月、中央国家安全委員会が初会議
6月、徐才厚・元中央軍事委員会副主席=15年3月病死=を送検
10月、4中総会で「全面的な法治の推進に関する決定」を採択
11月、「反スパイ法」を制定、「旧国家安全法」を廃止
2015年1月、党政治局が「国家安全戦略綱要」を採択
6月、周永康・元党政治局常務委員に無期懲役の判決
7月、全人代常務委が「中国国家安全法」を採択
刑法改正第2次草案の公表、意見公募
人権派弁護士を一斉拘束
令計画・元人民政治協商會議副主席の逮捕決定
郭伯雄・元中央軍事委員会副主席の送検
決定
【国家安全戦略】
年表を見ると、習氏は本書が出版された14年5月以降も引き続き、政治的引き締めと汚職摘発を中心とする強権政治をさらに強めてきたことが分かる。評者が注目したいのは、強権政治を支えるバックボーンともいえる習氏の国家安全観、国家安全戦略の形成である。
党は13年11月の3中総会で国家安全委員会の創設を決めた。一部の日本メディアは、米国や日本の国家安全保障会議(NSC)を念頭に置いた「中国版NSC」と位置付けたが実際はかなり性格が異なった。3中総会の開幕前には、天安門前で車両突入事件、山西省で連続爆発事件が起きるなど、社会を揺るがす反政府的な重大事件が相次いだ。3中総会のコミュニケーションで、国家安全委創設に関する記述は「社会の安定維持」をメインテーマにし

た段落の末尾にあり、この後に「環境保護」「軍事力強化」の段落が続いている。国家安全委設立の主要な目的は「社会の安定維持」のための「共産党独裁の堅持」にあるとみられる。

党政治局は14年1月の会議で、「中央国家安全委員会」を設置し、委員会の主席に習近平国家主席、副主席に李克強首相と張德江・全国人民代表大会常務委員長（国会議長）の就任を決めた。委員会の役割については「党中央委員会の国家安全工作に関する政策決定と議事調整機構」「政治局、政治局常務委員会に対して責任を負い、国家安全の重大事項や重要な工作を統括、調整する」と規定した。

14年4月に開かれた初会議で、習主席は「堅持すべき総体的な国家安全観」として「人民の安全を主旨とし、政治の安全を根本なし、経済の安全を基礎とし、軍事、文化、社会の安全を保障となし、国際安全を促すことを依托し、中国の特色ある国家安全の道を行く」と述べた。ここでは人民、政治、経済に次いで軍事は4番目となった。

習主席は「一的な国家安全体系をつくるべきだ」として①政治②国土③軍事④経済⑤文化⑥社会⑦科学技術⑧情報⑨生態⑩資源⑪核——の11種の安全を列挙した。ここでは政治、国土に次いで軍事は3番目。常に軍事より、政治の優先順位が高い。政治とはつまり「共産党独裁の堅持」である。習近平の政治的な締め付けは、この国家安全観に基づき、共産党政権を脅かす恐れのあるものは徹底的にたたくということだ。

今年1月、党政治局は「国家安全戦略綱要」を採択。党創建94周年の7月1日、全人代常務委は「中華人民共和国国家安全法」を採択し、即日公布、施行した。

同法の「第1章総則」の第1条には「国家安全を擁護し、人民民主主義独裁の政権と中国の特色ある社会主义制度を防衛し、人民の根本的な利益を保護し、改革・開放と社会主义近代化建設の順

調な進行を保障し、中華民族の偉大な復興を実現するため、憲法に基づいて本法を制定する」と設立の目的が記された。

第2条には「国家安全とは、国家政権、主権、統一と領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展と国家のその他の重大な利益が相対的に危険がなく、内外の威嚇を受けない状態にあること、および安全な状態を続ける能力を確保することを指す」と国家安全を明確に定義した。

第3条は「国家安全工作は総体的な国家安全觀を堅持すべきだ」として、初会議で習氏が述べた国家安全觀の内容を明記した。

第4条では「中国共産党の国家安全工作に対する指導を堅持し、集中的、統一的、効果的、権威的な国家安全指導体制を建立する」として「党的领导」の原則を記した。

「第2章国家安全を擁護する任務」の冒頭（第15条～第18条）では、非軍事分野として反逆や国家分裂、反乱暴動、政権転覆、国家機密の窃取の防止など、軍事分野としては国境や海、空の防衛強化や、領土主権や海洋権益の擁護を列挙した。第2章の第19条～第33条は、各条ごとに経済、金融、資源エネルギー、食料、文化、技術、ネット情報、民族、宗教、テロ、社会の安定、環境、核、宇宙・海底・極地、海外の国民の利益——と擁護対象の具体的な分野を挙げた。

国家安全法は習氏の国家安全戦略を法文化した非常に特異な法律であり、その究極的な狙いは「共産党独裁の堅持」である。14年10月、4中総会で「全面的な法治の推進に関する決定」を探討したが、中国指導部は国家安全法の施行によって、国の安全を守るという大義名分の下で、言論統制や民主派弾圧などの政治的引き締めを“合法的”に推進できるようになった。国家安全法はいわば“人権弾圧法”なのだ。

国連のゼイド人権高等弁務官は今年7月7日の声明で、国家安全法について「国家安全保障の定

義があまりに幅広くあいまいで、人権上の悪影響も予想される」として強い懸念を示した。ゼイド氏は「中国の人々の自由や権利が一層制限される可能性がある」「国家安全保障にとって何が脅威なのかをはっきりさせる必要がある」と述べた。

高等弁務官の懸念通り、同月、中国では人権派弁護士や活動家ら300人超が一斉に公安当局に連行され、過去最大規模の摘発とみられている。米国務省のカービー報道官は声明で、一斉連行に「深い懸念」を表明。国家安全法を根拠に中国で「広範な人権侵害」が行われていると指摘する一方で、「平和的な手段で人権を追求する市民の権利」を尊重するよう訴えた。

一部の日本メディアは、国家安全法について、台湾や香港に対しても国家主権や領土統一を守るよう義務付けたことや、海洋権益や宇宙空間や海底、南極、北極を擁護の対象としたことなど、外交・安保面の切り口のみに偏って報道し、同法が「人権弾圧法」であるとの内政面の視点からの分析が十分ではなかった。

【社会主义核心价值观】

習氏の政治的締め付けは①社会主义核心价值观の宣伝キャンペーン②新公民運動や民主化運動の弾圧③ネットの検閲強化④メディア・記者への管理強化⑤少数民族運動の摘発⑥外交官、学者らの対外交流引き締め——に分類できる。

社会主义核心价值观の宣伝キャンペーンは13年末から本格化し、昨年8月に中国を訪ねた時には、首都北京のほか、江西省南昌など地方都市の至る所にスローガンが掲げられていた。この价值观は①富強②民主③文明④和諧⑤自由⑥平等⑦公正⑧法治⑨愛國⑩敬業⑪誠信⑫友善——という12語、24文字で示されている。既に12年12月の第18回党大会の胡錦濤總書記の政治報告に盛り込まれており、後継者の習近平氏が「宿題」として継承し、キャンペーンを開催した。これらの言葉を見て思う

のは、どこが社会主义なのか、ということだ。「富強」「愛國」が少し中国らしい気もするが、西側の大団、米国も非常に重視する価値観だ。「敬業」（仕事を大切にする）は日本人の伝統的な得意技だろう。

胡錦濤前指導部は「民主主義」を国の政治体制を問わない「普遍的な価値」とは認めないと確認した。この「社会主义核心价值观」という名の道德観は、普遍的でないことを強調して、あえて「社会主义」を用いているが、考えれば考えるほど、12の価値観は普遍的に思えてならない。

今年に入って習指導部は「社会主义核心价值观」とマルクス主義に関する教育を全国の大学でスタートさせた。党宣伝部門や教育省の担当者が大学を訪れて教育を促しており、きちんと教育していないと査定された教員は解雇される恐れもあるが、学生も教員も真剣に取り組もうとはしていないという。昨年夏、江西省の地方都市で、30代半ばの市党委宣伝部長と昼食をともにしながら懇談をした。社会主义核心价值观キャンペーンの目的や成果について質問したが、笑ってはぐらかし、何も答えてはくれなかった。外国人記者にきちんと説明できるほどの理論武装はできておらず、キャンペーンは空回りしているのだろうと感じた。

もはや孫悟空の「緊箍咒」は効かない。イデオロギー的な締め付け対し、ほとんどの知識人や学生たちは「面從腹背」で応じるだろう。メディアやインターネットへの言論統制、人権派弁護士の摘発は、指導部に対する庶民の反発を招くに違いない。習氏が政権を安定させようと豪腕を振るえば振るうほどに、政権は不安定さを増すように思えてならない。慣例通りであれば、習氏が統治を決める17年の第19回党大会、習氏が2期10年の任期を終えて引退する22年の第20回党大会までに習政権と中国社会はどう変わるのか、刮目して観察と分析を続けたい。

（2014年5月刊、381ページ、本体4,000円+税）